

ご注意:本解約届提出後は貸主の承諾が無い限り、解約日の変更は出来ません。解約日が確実に決まりましたら、下記に必要な事項を記入の上、当社に持参・郵送・メールまたはFAXをお送りください。【到着確認必須】

賃貸借契約解約届 (事業用)

■ 当社記入欄

保証会社		貸主	連絡日	新条件相談・確認	
				現条件	
				新条件	

■ 太線枠①～③にご記入下さい。 ①

			西暦	年	月	日
物件名						号室
契約者名	(印)					電話番号
	担当者名				担当者携帯番号	
転居理由	手狭 ・ 縮小 ・ 立地改善 ・ 廃業 ・ その他()					
解約日	西暦	年	月	日	曜日	(例)3ヶ月前予告の場合:10月5日届 → 翌年1月4日最短解約日
引越作業日	西暦	年	月	日	曜日	時間
						9:00～17:00の間 AM:PM :
退去立会日 (鍵の返却日)	西暦	年	月	日	曜日	時間
						10:00～17:00の間 AM:PM :
※ 定休日(水曜日)を除いてご指定下さい。当日迄は電気の使用が出来る様をお願いします。						
粗大ごみ	有 ・ 無 種類(例:事務机)					申請済 ・ 未申請
	■ 粗大ごみ受付センター 03-5296-7000					
	※ 申請をしても転居迄に回収が間に合わない場合は、必ず転居先で処分して下さい。 ※ ごみ置き場に残留されていた場合は、処分費用を請求致しますのでご注意ください。30,000円～					

■ 解約後の転居先・明細送付先 ②

住所	〒	
メールアドレス	メールで精算書の受取を希望する方はご記入下さい。	電話 連絡先

■ 敷金返金口座 (契約者名義の口座) ③

	銀行・信用金庫		本・支店
普通預金 ・ 当座預金	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

■ 解約届提出先 及び 連絡先

〒130-0026 東京都墨田区両国4-20-5 コンフォート両国101 info@cosmos-home.co.jp	
株式会社 コスモスプランニング	TEL:03-3846-0039 FAX:03-3846-0404
※ 持参・郵送・メールもしくはFAXして下さい。(持参以外は必ず到着確認をお願いします。)	
※ 本解約届が弊社に到着した日をもって、正式な解約予告日とさせていただきます。	

解約届提出前の注意事項

◇ 解約の し 連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「解約通知書」に必要事項を記入し管理会社へ持参・郵送もしくはFAXして下さい。 (要TELで到着確認必須) ○ 「解約届」を出された後は、取り消すことは出来ませんので十分ご注意の上、提出して下さい。 ○ 移転先の住所が決まっていない場合、決まり次第ご連絡下さい。 ○ 契約解約日の10日前までに、退去の立会い日時(鍵の返却日時)を決定して下さい。 ○ 解約月の賃料は、お支払い期日に1ヶ月分をお支払い下さい。敷金精算時に残日分を日割りで返金致します。
◇ 所有分の 搬出・ 残置物、 ゴミの 処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 粗大ゴミについて、退去立会い日迄にごみ置き場から収集されない物は、ごみ置き場に廃棄することが出来ませんので、転居先で廃棄してください。 ○ 賃貸物件内にある自己所有物はすべて搬出してください。 自身で取り付けたエアコン・ガス台・照明器具・ウォシュレット等は、貸主の許可がない限りすべて取り外してください。(残したものを貸主に買い取りを請求することはできません。) ○ 貸主の許可なく残した物について、その処分費用は借主の負担となります。 (粗大ゴミ等の処分費用には、撤去の際に手配する業者作業代も含まれます) 退去立会いの際にゴミ集積場を確認して、可燃ゴミ・不燃ごみ・粗大ゴミが残っている場合は撤去費用をご負担頂きます。立会日当日の朝までに回収される様に処分して下さい。 ○ 借主が設置したケーブル等(インターネット接続のリース機器など)は解約日までに必ず撤去して下さい。貸主は預かりません。
◇ 諸届 け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気・ガス・水道・新聞・電話等は各供給機関に事前に連絡し、必ず退去日までの料金を精算して下さい。 ○ 電気は、退去立会日の翌日以降の日時を指定して使用停止の連絡をして下さい。 ○ 郵便局・金融機関等へ住所移転の届出を出して下さい。 ○ カタログ販売等宅配便(メール便)で送付されるものへも住所移転の手続きをして下さい。
◇ 退去の 立会い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居時にお渡しした鍵(複製した鍵も含む)を全て返還していただきます。契約時の鍵受領書に記載された鍵の返却が出来ない場合は、鍵交換費用を負担していただきます。 ○ 入居時にお渡しした取扱説明書及びリモコン等を全て返還していただきます。 ○ 室内の点検をして補修工事箇所の確認をいたします。